

令和6年5月10日

（ 外 務 省
財 務 省
経 済 産 業 省 ）

テロリスト等に対する資産凍結等の措置の対象者の削除について

我が国はこれまで、国際連合安全保障理事会決議第1267号、第1333号、第1373号、第1390号、第1988号、第1989号、第2253号及び第2255号に基づき、同理事会制裁委員会により指定されたタリバーン関係者等及びその他のテロリスト等計544個人・団体に対して資産凍結等の措置を講じてきたが、国際連合安全保障理事会決議第1373号及び閣議了解「テロリスト等に対する資産凍結等の措置について」（令和6年5月10日付）に基づき、テロリスト等2団体に対する資産凍結等の措置を解除することとする。

1. 措置の内容

外務省告示（令和6年5月10日告示）により、資産凍結等の措置の対象から削除されるテロリスト等に対する、外国為替及び外国貿易法に基づく措置を5月10日付で解除する。

2. 対象者

別添参照

（注）今回の措置により、当該措置の対象となるタリバーン関係者等及びその他のテロリスト等は合計542個人・団体となる。

連絡・問い合わせ先

外務省総合外交政策局国際安全・治安対策協力室

TEL 03-3580-3311 内線 3307

財務省国際局調査課対外取引管理室

TEL 03-3581-4111 内線 6456

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

TEL 03-3501-1511 内線 3241

(別添)

○削除されるテロリスト等

27. コロンビア自警軍連合(AUC)(別名:アウトデフェンシャス・ウニダス・デ・コロンビア)

United Self-Defence Forces/Group of Colombia(AUC) (a.k.a. Autodefensas Unidas de Colombia)

28. コロンビア革命軍

Revolutionary Armed Forces of Colombia(FARC)